

国民年金基金・国民年金基金連合会の 年金支給について

令和4年11月
国民年金基金連合会

I 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

1 令和2年度末の時点で裁定請求を行っていない方その後の状況

- 令和2年度末の時点で裁定請求を行っていない方は7,199件であった。
- これらの方については、文書等により個別に再案内を行ったほか、住所不明者については市区町村への確認を行い、転居先住所の把握に努めるなどにより、令和3年度末においては3,724件に減少した。
- さらに、令和4年度も引き続き取組みを進め、未請求者の解消に努めているところであり、令和4年8月18日現在では、3,506件に減少した。

①

	令和2年度末 件数	令和3年度中に 処理した件数	令和3年度末 未請求件数	裁定済 の割合		令和4年8月18日 未請求件数	裁定済 の割合
件 数	7,199件	3,475件	3,724件	(48%)	⇒	3,506件	(51%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

1 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

2 令和3年度中に受給権が発生した方の状況

- 令和3年度中に受給権が発生した方は21,594件であった。
- このうち、同年度中に17,035件(79%)については裁定請求があり、同年度末では4,559件が未請求となった。
- これらの方についても、前述1と同様の取組みにより、令和4年8月18日現在では、2,125件に減少した。

②

	令和3年度中の 受給権発生者数	令和3年度中に 処理した件数	令和3年度末 未請求件数	裁定済 の割合		令和4年8月18日 未請求件数	裁定済 の割合
件 数	21,594件	17,035件	4,559件	(79%)	⇒	2,125件	(90%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

I 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

3 1および2の方の全体の状況

- 前述の1および2の方についての未請求解消の状況を全体としてみると、令和3年度末で8,283件だったものが、令和4年8月18日現在では5,631件に減少した。

	令和3年度末未請求件数			令和4年8月18日 未請求件数
	①+②	(うち令和2年度末までの 受給権発生分)①	(うち令和3年度新規受給 権発生分)②	
件数	8,283件	3,724件	4,559件	5,631件

※ 令和4年8月18日時点の未請求件数5,631件のうち、転居先住所が不明となっている方は942件(16.7%)である。

I 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

(参考) 未請求となっている方の年金累計額について

① 令和2年度までに受給権が発生した方の未請求分の推移

	令和2年度末時点の状況	令和3年度末時点の状況		令和4年8月18日 時点の状況
未請求年金累計額 (令和2年度末ベース)	4,684 百万円	(3,836 百万円)	⇒	-
未請求年金累計額 (令和3年度末ベース)	-	4,936 百万円		(4,644 百万円)

※ 上記表中、令和3年度末時点の未請求年金累計額(令和2年度末ベース)として括弧内に記載した3,836百万円は、令和2年度末時点での未請求年金累計額4,684百万円から令和3年度に支払いを完了した額を差し引いた額である。

※ 同様に、令和4年8月18日時点の未請求年金累計額(令和3年度末ベース)として括弧内に記載した4,644百万円は、令和3年度末時点での未請求年金累計額4,936百万円から令和4年4月1日～8月18日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

② 令和3年度中に受給権が発生した方の未請求分の推移

	/	令和3年度末時点の状況		令和4年8月18日 時点の状況
未請求年金累計額	/	496 百万円	⇒	(309 百万円)

※ 上記表中、令和4年8月18日時点の未請求年金累計額として括弧内に記載した309百万円は、令和3年度末時点での未請求年金累計額496百万円から令和4年4月1日～8月18日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

1 令和2年度末の時点で裁定請求を行っていない方その後の状況

- 連合会は、基金を途中で脱退した方(60歳到達前かつ加入期間15年未満で基金を脱退した方)の年金原資を基金から移換を受け、受給年齢に達した際に年金(または亡くなられた際に一時金)を支給している。
- 令和2年度末の時点で裁定請求を行っていない方は5,540件であった。
- これらの方については、文書等により個別に再案内を行ったほか、住所不明者については市区町村への確認を行い、転居先住所の把握に努めるなどにより、令和3年度末においては3,651件に減少した。
- さらに、令和4年度も引き続き取組みを進め、未請求者の解消に努めているところであり、令和4年8月18日現在では、3,364件に減少した。

	令和2年度末 件数	令和3年度中に 処理した件数	令和3年度末 未請求件数	裁定済 の割合		令和4年8月18日 未請求件数	裁定済 の割合
件数	5,540件	1,889件	3,651件	(34%)	➡	3,364件	(39%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

2 令和3年度中に受給権が発生した方の状況

- 令和3年度中に受給権が発生した方は10,739件であった。
- このうち、同年度中に8,478件(79%)については裁定請求があり、同年度末では2,261件が未請求となった。
- これらの方についても、前述1と同様の取組みにより、令和4年8月18日現在では、1,203件に減少した。

	令和3年度中の 受給権発生者数	令和3年度中に 処理した件数	令和3年度末 未請求件数	裁定済 の割合		令和4年8月18日 未請求件数	裁定済 の割合
件 数	10,739件	8,478件	2,261件	(79%)	⇒	1,203件	(89%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

3 1および2の方の全体の状況

- 前述の1および2の方についての未請求解消の状況を全体としてみると、令和3年度末で5,912件だったものが、令和4年8月18日現在では4,567件に減少した。

	令和3年度末未請求件数			令和4年8月18日 未請求件数
	①+②	(うち令和2年度末までの 受給権発生分)①	(うち令和3年度新規受給 権発生分)②	
件数	5,912件	3,651件	2,261件	4,567件

※ 令和4年8月18日時点の未請求件数4,567件のうち、転居先住所が不明となっている方は2,013件(44.1%)である。

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

(参考) 未請求となっている方の年金累計額について

① 令和2年度までに受給権が発生した方の未請求分の推移

	令和2年度末時点の状況	令和3年度末時点の状況		令和4年8月18日 時点の状況
未請求年金累計額 (令和2年度末ベース)	1,438 百万円	(1,201 百万円)	⇒	-
未請求年金累計額 (令和3年度末ベース)	-	1,616 百万円		(1,509 百万円)

※ 上記表中、令和3年度末時点の未請求年金累計額(令和2年度末ベース)として括弧内に記載した1,201百万円は、令和2年度末時点での未請求年金累計額1,438百万円から令和3年度に支払いを完了した額を差し引いた額である。

※ 同様に、令和4年8月18日時点の未請求年金累計額(令和3年度末ベース)として括弧内に記載した1,509百万円は、令和3年度末時点での未請求年金累計額1,616百万円から令和4年4月1日～8月18日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

② 令和3年度中に受給権が発生した方の未請求分の推移

	/	令和3年度末時点の状況		令和4年8月18日 時点の状況
未請求年金累計額	/	113 百万円	⇒	(78 百万円)

※ 上記表中、令和4年8月18日時点の未請求年金累計額として括弧内に記載した78百万円は、令和3年度末時点での未請求年金累計額113百万円から令和4年4月1日～8月18日に支払いを完了した額を差し引いた額である。